

国会での厳しい追及などで名を馳せた森議員は、全国から広く寄付を募るため、2011年「YMF経済研究会」（以下「YMF」という自分

### 「支援団体」設立が事の始まり

を支援する「政治資金管理団体」（平たくいえば後援会組織）を設立した。当時、私は森議員を支援していたので、秘書らから依頼を受け、会員

新潟日報、読売新聞、毎日新聞が告発受理の記事を掲載したので、毎日新聞の記事を以下に転載する。  
〔森裕子氏への告発状を受理地検・寄付還付巡り〕  
新潟地検は24日、自由党の森裕子参院議員が自身への寄付金控除の還付金を支援者に不正に受け取らせたとし、政治資金規正法違反と詐欺の疑いで東京都の無職男性（75）から3月に提出を受けた告発状を20日付で受理したと明らかにした。

森氏を巡っては、13～15年にも不正に総額260万円、360万円の所得税還付を受けたとして男性から告発を受け、不起訴の後不服審査を1月に新潟検察審査会が受理している。（毎日新聞2018年4月25日付）

租税特別措置法に「政党」（政党支部も含む）だけでなく、国会議員（あるいは国政選挙の候補者）が主宰する「政治資金管理団体」（総務省への届出が必

告発状によると、森氏は落選中の2016年1～3月、支援者167人からの寄付計約500万円が租税特別措置法による税還付を受けられなかった。虚偽の書類を税務署に提出し、寄付者に計約150万円の還付を受けさせたとして、森氏を巡っては、13～15年にも不正に総額260万円、360万円の所得税還付を受けたとして男性から告発を受け、不起訴の後不服審査を1月に新潟検察審査会が受理している。（毎日新聞2018年4月25日付）

を紹介したりして設立の手伝いをしたことを鮮明に覚えていられる。後になって気付いたことが、森氏が「団体」を設立したもう一つの目的が、自分に寄付してくる支援者に税還付を受けさせることができる団体を作ることだったようだ。

税還付金を受け取らせた事件についてである（表1 森裕子議員の税還付と3回の告発）。

自由党県連代表の森裕子参院議員が支援者の寄付金を政党支部に寄付したかのように装い、不正に所得税の控除を受けさせたとし、東京在住の元会社役員・志岐武彦氏（76）が詐欺と政治資金規正法違反の容疑で新潟地検に告発、地検は4月20日付でこれを受理した。同氏が森議員の不正税還付容疑で地検に告発、受理されるのはこれで3度目。地検は過去2回いずれも不起訴処分としているが、新潟検察審査会に不服申し立てをするなどして執念の闘いを続けている。同氏が改めて本誌に不正追及への熱い思いを寄稿してくれた。

表1 森裕子参院議員の不正税還付と3回の告発

年	支部へ寄付額※1 (円)	還付可能額 (円)	総人件費※1 (円)	"本人の不正税還付"を告発		森氏の身分
				詐欺罪	不正な寄付金集め"を告発 詐欺罪と収支報告書虚偽記載	
2004	9,438,290	2,830,800	9,128,055	時効で告発できず	—	参議院議員
2005	7,000,000	2,099,900	6,253,170	"	—	"
2006	5,500,000	1,649,400	12,597,434	"	—	"
2007	19,500,000	5,849,400	26,098,435	"	—	"
2008	14,500,000	4,349,400	16,372,071	"	—	"
2009	7,500,000	2,249,900	16,693,371	"	—	"
2010	8,000,000	2,399,400	15,841,743	"	—	"
2011	6,400,000	1,919,400	15,992,845	"	—	"
2012	なし	—	10,710,321	—	—	"
2013	6,000,000	1,799,400	27,199,675	2017/10/03 告発状受理 2017/12/08 不起訴処分 2018/01/30 審査申立書提出	—	落選
2014	1,150,000	—	23,979,887	—	—	落選中
2015	6,050,120	1,814,400	11,143,827	2018/01/05 告発状受理 2017/12/08 不起訴処分 2018/01/30 審査申立書提出	2018/04/20 告発状受理	落選中
合計	91,038,410	26,961,400	—	—	—	—

※1 2004年～2008年の寄付額、人件費については「財界にいかた」2017年2月号から転載

# 特別寄稿 森裕子参院議員の不正税還付問題で

## 新潟地検が3度目の受理

### 地検は今度こそ鉄槌を!

告発人・志岐武彦

自由党県連代表の森裕子参院議員が支援者の寄付金を政党支部に寄付したかのように装い、不正に所得税の控除を受けさせたとし、東京在住の元会社役員・志岐武彦氏（76）が詐欺と政治資金規正法違反の容疑で新潟地検に告発、地検は4月20日付でこれを受理した。同氏が森議員の不正税還付容疑で地検に告発、受理されるのはこれで3度目。地検は過去2回いずれも不起訴処分としているが、新潟検察審査会に不服申し立てをするなどして執念の闘いを続けている。同氏が改めて本誌に不正追及への熱い思いを寄稿してくれた。

森裕子参院議員への3度目の告発を行い、4月20日新潟地検が3度目の受理をしたので、本稿にて報告させて頂く。個人が「政党」（政党支部も含む）に寄付すると、寄付額の30%の所得税の控除が受けられる特例が定められている（租税特別措置法41条の18）。

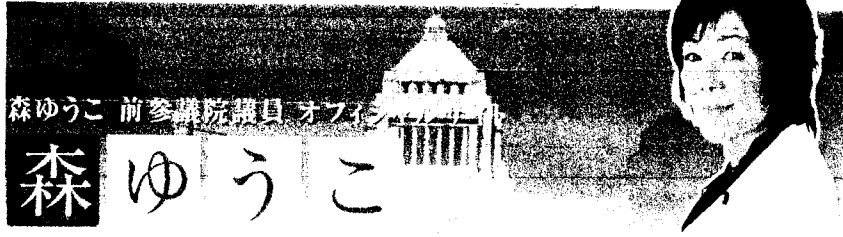
この特例によって支援者の寄付が促されるので、寄付を受ける側の政治家にはありがたい法律である。しかし、政治家の中に、寄付が増えるだけでは満足せず、政治家自身が自ら代表を務める「政党支部」（以下「支部」という）に多額の寄付をし、多額の還付金を受け取る不届き者がいる。

その代表格が森裕子参院議員で、12年間で、9100万円、「支部」に寄付した形を作って、2700万円もの所得税の還付金を受け取ったのである。9100万円が本当の寄付だったかどうかにも濃い疑いがある。

私たちは、落選中の森氏が、「支部」に12005万円もの寄付をし、その寄付により不正に税還付金を受け取ったとして2回の告発をし、2回とも受理された。その顛末を「財界にいかた」3月号に寄稿したのでお読み頂ければ幸いです。

今回の告発も森氏の寄付金控除に係る問題であるが、森氏自身が行った不正税還付の問題とは異なる。森氏が、税還付が受けられなくなった団体で支援者からの寄付を受けたにもかかわらず、その支援者に「虚偽書類」を渡して、

YMF経済研究会（森ゆうこ君を育て飛躍を期す会）ご入会のご案内 | ★www.mori... 1/4 ページ



●生年月日/1956年4月20日 ●出身地/現在地/新潟県新潟市 ●早稲・西浦町/村幸座・A区

YMF経済研究会の森ゆうこへの寄付

YMF経済研究会とは森ゆうこ 前参議院議員を支援する政治資金管理団体です。20歳以上の日本国籍をお持ちの方なら、どなたでもご登録できます。森ゆうこ君の政治活動を支えるため、ご登録頂いた会員には政治資金規正法にもとづく個人献金を任意でお願いしています。個人による少額のご寄付で、何事にも縛られず自由な発想と政治活動を森ゆうこ君に期待し、また実践してもらいたいとの想いがあります。ご支援いただきました寄付金は、政治活動経費として適正に使います。また、日本発展のため会員相互の研鑽・意志交流・親睦活動や各分野の政策や提言を積極的に討議・策定・建議し活動してまいります。会員の政策提言は真摯に取り上げるとともに、資料依頼、調査依頼その他出来るだけ対応してまいります。なにとぞ本趣旨にご賛同賜り、是非とも会員としてご入会いただきますようご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。



2/4 ページ下段の一部を拡大（ウソの記述が書かれている）

【寄付金控除を希望される皆様へ】 森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上と租税特別措置法上、森ゆうこが長を務める 政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます。 YMFへお送り頂いた寄付金は、その手続きを代行させて頂きます。（寄付控除を希望しない方は、今まで通りYMF経済研究会への寄付となります。） 寄付控除をご希望の方はお申し出下さい。

▲筆者が2016年7月4日に「森ゆうこ前参議院議員オフィシャルサイト」からアウトプットしたものである。2ページ目の一部を貼り付けているが、下線を引いた1～3段目の記述は虚偽記載である。この2ページ目の一部は、森氏が2016年7月に参議院議員に返り咲いた後、削除された

（要）も、その寄付者が税還付を受けられる団体として認められているからである。「YMF」設立により、「YMF」に寄付（森氏に寄付）した者が寄付額の30%の寄付金控除を受け取れるようになった。そのこともあってか、「YMF」への寄付は一気に増えた。

2013年、森氏は参院選挙に落選し只の人になったが、2014年には衆院選挙

「森ゆうこへの寄付は支部への寄付として扱われます」と大ウソ

2015年、森氏に窮地が訪れた。落選して2年になり、その年選挙もなく、寄付のお願いをしづらくなっていた。その上、森氏が国政選挙の候補者になる機会もなかったことと、「YMF」が税還付を受けられない団体になってしまったのである。だが、森氏はまさかの策

を弄して「YMF」で寄付金を集めを続けていた。私は、2015年に発信の「森ゆうこ前参議院議員オフィシャルサイト」の「YMF経済研究会」ご入会のご案内を見てそのことに気付いた。同サイトで、森氏は「YMF」への寄付をお願いし、さらに、「寄付金控除を希望される皆様へ」森

の候補者になったので、「YMF」は税還付が受けられる団体にとどまった。 2014年の「YMF」への寄付は、YMF収支報告書によると、寄付者392人、寄付件数420件、寄付総額1332万円であった。 なお、森氏は新潟県選出の議員であったが、他府県の支援者からの寄付が多いのが目につく。

財界にいたは 毎月27日発売!

みなどに詳しくなく、信頼する元国会議員がウソなど発信するはずがないと思っただけから、デタラメな内容を発信しても気付かないのである。それにしてもひど過ぎるウソではないか。

ゆうこへの寄付（「YMF」への寄付）は、政治資金規正法上と租税特別措置法上、森ゆうこが長を務める政党支部への寄付として扱われます（資料1）と発信していたことを知った。 この発信は大ウソである。「YMF」と「政党支部」は別の団体であり、前述のとおり、「YMF」は税還付が受けられなくなった団体で、「支部」は税還付が受けられる団体である。両者への寄付が同じに取り扱われることなどあり得ないのである。 支援者は寄付金控除の仕組みなどに詳しくなく、信頼する元国会議員がウソなど発信するはずがないと思っただけから、デタラメな内容を発信しても気付かないのである。それにしてもひど過ぎるウソではないか。

森氏の策略は？

このサイトは見て、すぐに森氏らの胆魄が分かった。多くの支援者に知られている「YMF」で寄付を募り、その寄付者に税還付を受けさせるために、「支部」で寄付を受けたとする「虚偽の書類」を渡し、還付金を受領させた。私の推理は以下の通りである。 ①寄付者に「YMF」が税還付のできない団体になったことを知らせず、自身のサイトで「森ゆうこへの寄付は支部への寄付として扱われます」と発信し、「YMF」に寄付したままで税還付が受け取れると寄付者を錯覚させた。 ②サイトの中で、以下のような設問で寄付金控除を希望するかどうかを訊いている。森氏は、●にチェック

- ③寄付金控除を希望した全員について、「支部」に寄付したとする虚偽の「支部収支報告書」を作成した。 ④寄付金控除を希望した全員について、「支部」に寄付したとする虚偽の「寄附金控除のための書類」を作成し、新潟県選挙管理委員会に捺印をもらった後、寄付者に渡した。 ⑤寄付者に同書類を所轄税務署に提出させ、税還付金を受領させた。

# 「支部」と「YMF」の収支報告書突き合わせて検証

私の推理が当たっているかどうか、検証を試みた。森氏が、「YMF」へ寄付した人たちのうちのどの人を、寄付金控除を希望したことを理由に寄付先を「支部」に変更したかを特定しようと考えた。

そのため、2015年「支部収支報告書」と2012、13、14年の「YMF収支報告書」の個人寄付欄に記載された氏名の突き合わせを行った。「支部」と「YMF」の収支報告書に同一の氏名が存在するかしないかの確認である。

その結果を表2に示したが、2015年「支部収支報告書」の寄付欄に記載された206名のうち、167名(✓)の15

表2 2015年「支部収支報告書」個人寄付欄記載の寄付者の過去の寄付先

	2014年以前の寄付先	寄付者数( )内は寄付件数
無印	2014年も「支部」に寄付	15 (102)
✓	2014年は「YMF」に寄付	158 (213)
○	2012年あるいは2013年「YMF」に寄付 2014年はどこにも寄付していない	9 (12)
○	2014年以前はどこにも寄付していない	24 (26)
合計		206 (353)

YMFへ寄付した者のうち、何名が支部への寄付に付け替えたかを調べるため、2015年支部収支報告書個人寄付欄と2012、13、14年YMF収支報告書個人寄付欄の氏名を突き合わせさせた。

8名と○(✓)の9名)が、過去に「YMF」に寄付したことがあり、「支部」には一度も寄付したことがない人たちが

あることが分かった。言い換えると、この167名は、同サイトを見て、過去と同じく「YMF」口座に入金し、かつ寄付金控除を希望した人たちで、森氏が、寄付金控除を希望したことを理由に「支部」へ記載されたことを確認できた。

この167名は、森氏の事後日、同委員会から、特定した167名分の「寄附金控除のための書類」を発行したかどうかを訊ね、もし発行したのであればその書類を送付してほしい旨お願いした。

この167名は、森氏の事務所から同書類の送付を受け、それを所轄の税務署に出し、還付金を受領したと私の元に送られてきた(資料 えられる。

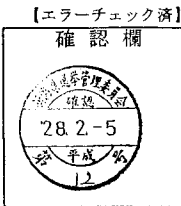
特定された167名の寄付金は約500万円になる。

この人たちが全員が税還付を受けたとするとその還付金総額は約500万円になる。

167名の寄付総額は500万円、  
還付金総額は1500万円

## 167枚の虚偽「寄附金控除のための書類」を確認

## 寄附金(税額)控除のための書類



この寄附金は政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	
住所	茨城県龍ヶ崎市
寄附金の額	百万 十 万 千 百 十 円 ¥ 2 0 0 0 0
※寄附年月日	平成 年 月 日

(寄附を受けた団体)

名称	生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部	
所在地	新潟市秋葉区新津本町1-3-22	
団体の区分	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号)
(いずれか該当するものの番号を○で表示)	①	2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	選挙
(同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。)	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	平成 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	選挙
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	平成 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
27-07-24	10,000円	・	円	・	円
27-10-23	10,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄への記載は不要です)

▶新潟選挙管理委員会から送られてきた167枚の「寄附金控除のための書類」のうちの1枚である

安全・安心・安定

県内最大手級建築内装業者として、高い工事能力から業界内で高い信頼を得ており、これまでマンション、病院、福祉施設など様々な内装工事を手掛けてきています。

**内 株式会社 藤田内装建築**

http://www.fnk.jp

本社 〒949-8724 新潟県小千谷市岩沢2352-3 TEL(0258)86-2576 FAX(0258)86-2280

■建築部工場 〒949-8724 新潟県小千谷市岩沢779-2  
■民間営業所 〒940-2116 新潟県長岡市南七日町52-18 TEL(0258)46-8511 FAX(0258)46-8510  
■新潟営業所 〒950-2004 新潟県新潟市西区平島3-8-2 TEL(025)232-2576 FAX(025)232-6611  
■六日町支店 〒949-6602 新潟県南魚沼市女之上320-3



# AQ

**密葬をせずに社葬が出来るって本当ですか？**

エンバミングを施すことにより最長45日間安置できますのでお客様にご迷惑の掛からない日程調整が出来ます。遠方からのお客様もゆつくりと最期の時をお見送りできます。

ビブグループではエンバミングという高度な技術を県内でいち早く取り入れ美しく心に残るお別れをご提案しております。ご愛用のスーツ姿、大好きな洋服や遺物をお召しになり、前とお変わりのないお別れができるようになります。



## 美しいお別れをエンバミング葬

葬儀・法要のご用命は

**年中無休 24時間受付**

**0120-24-4999**

さらに詳しい情報は **冠婚葬祭VIP** 検索

「さよならよりあかぬえり」が伝わる葬儀を。

**VIPシティホール**

は約150万円である。

この167名は寄付金を「YMF」口座に入金しており、「支部」口座には入金していないから、還付金を受け取ることはできない。従って、この167名の還付金請求行為は、虚偽の「寄附金控除のための書類」を使用して

### 森氏の行為は詐欺罪の間接正犯

これに対し、森氏は、自己への寄付を増やさんかため、自身のサイトで虚偽の発信をし、支部収支報告書に虚偽の記載をし（政治資金規正法違

行った不正な還付金請求であり、これにより、国庫に150万円の損失を与えたことになる。

しかし、これら寄付者はそれが詐欺罪に該当するとの情を知らない者であるから、寄付者らには詐欺罪は成立しない。

新潟日報の報道によると、森氏は24日、新新潟日報社の取材に対し「政治資金規正法にのっとって適正に管理しており、全くの事実無根だ」と話したとある。

（政治資金規正法にのっとって適正に管理している）のコメントには呆れる。収支報告書の虚偽記載があったので、政治資金規正法25条違

### 今度こそ検査は森議員に鉄槌を！

反容疑で告発し、検査もその容疑で告発状を受理しているのである。「全く事実無根だ」と言っているが、事実無根なら検査は受理しない。

事実無根どころか、私は告発状とともに犯罪を立証できる十分な証拠資料（オフィシャルサイト、収支報告書、「寄附金控除のための書類」など虚偽記載書類）も提出している。

## 街の専門医 出張診療 Vol.145

### 「進歩する心臓細動の治療」

さかい内科クリニック院長 堺 勝之氏



【医師プロフィール】  
昭和63年新潟大学医学部卒。同大学循環器内科に入局。新潟市民病院、済生会新潟第二病院を経て、平成26年10月に開業。医学博士。

**心臓細動は放っておくと脳梗塞の原因になる**こともあるので、早期の治療が望ましい。その治療だが、近年は新薬や根治術が登場するなど進歩が著しい。今回はその最新治療などを取り上げる。解説は、さかい内科クリニックの堺勝之院長にお願いした。

「心臓細動がなぜ恐ろしいのかというと、脳梗塞の原因になるからです。心臓が正常に動かないと心臓の中で血液がよどんでしまい、血のかたまりであ

る血栓ができやすくなります。その血栓が心臓から剥がれ落ち、血流のついで脳の血管に入り込み、脳の血流を止めてしまうことで脳梗塞が起ります。このような心原性の脳梗塞は重症な症状になることが多く、突然死したり、助かったとしても重篤な後遺症が残ることが多いです。

心臓が正常に動いているかどうかは脈拍でわかりますが、その脈拍が一定のリズムではなくバラバラだったり、飛んだりするなどの不整脈がある場合は、心臓細動が疑われます。危険因子は心臓病のほか、高血圧や糖尿病、加齢などです。

症状は動悸やめまい、胸痛などですが、稀に無症状の人もあります。心臓細動には、常に症状を伴う持続性心臓細動と、普段は正常だが、突然起こる発作性心臓細動があります。この発作性心臓細動の場合、心電図検査で異常が認められないこともありますが、診断には24時間記録心電図が必要になります。この24時間記録心電図は外来検査が可能で、日常生活も問題なくでき

ます。

検査で心臓細動と診断されたら、治療することが望ましいです。原因となっている心臓病や高血圧、糖尿病などの治療はもちろんですが、必要であれば、まずは薬物治療を行います。

薬物治療の第一は、血が固まりにくくなる抗凝固薬の服用です。この抗凝固薬ですが、以前は非常に使い勝手の悪い薬でした。どういこうかと、効き具合の調節をするために1ヵ月に1回、血液検査をするだけはいけなくなったり、納豆やほうれん草、ブロッコリー、青汁などビタミンKを含む食事を取ってはいけないといったいろいろな制限がありました。

しかし近年、新薬が登場し、月1回の血液検査や食事制限が不要になりました。その意味では、日々の治療が非常に楽になったといえます。さらに、脈の数だけ減らすお薬を併用することもあります。

最後に話したいのが、近年心臓細動そのものを根治させる治療が行われるようになったことです。これはカテーテルアブレーションという治療で、先端に電極の付いたカテーテルを足の付け根の血管から挿入して心臓まで進めます。心臓に到達したら、不整

脈を起している部位を高周波で焼灼する治療です。1週間程度の入院は必要ですが、心臓細動の根治が期待できるので、若い方や体力のある方などは検討してみるのもいいでしょう。

このように心臓細動の治療は進歩を続けていますので、動悸やめまい、胸痛などの具体的な症状がある方は、まずは循環器科の専門医に相談することをお勧めします（談）

今回解説していただいた堺先生は循環器科の専門医で、高血圧や不整脈などの検査や治療に定評がある。突然、脳梗塞などに見舞われないうつ、心配な人は堺先生に相談してみよう。

**さかい内科クリニック** 診療科目/内科・循環器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
15:00~18:00	○	○	○	○	○	○

※休診/日曜、祝日、木曜午後、土曜午後

〒950-0203 新潟市西区小新白鳥5-3-2  
TEL025-201-2011

さかい内科クリニック ありす保育園  
アピオ新潟西店  
済生会新潟第二病院 1階1C

TVCM 放映中

みんなの笑顔を大切に作る薬局です。

**+K KYOEIDO**

株式会社 共栄堂

〒950-0162 新潟市江南区亀田大町2-5-38  
TEL 025-383-1200 FAX 025-383-1201  
http://www.kyoeido.net